

「倉敷市屋外広告物条例の改正（案）について」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市屋外広告物条例の改正（案）について」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

倉敷市屋外広告物条例等の改正後、公布及び施行します。

4 参考

意見募集期間 令和2年10月1日（木）～10月26日（月）

(担当課)

倉敷市建設局都市計画部

都市計画課都市景観室

倉敷市屋外広告物条例の改正（案）（骨子）

1 条例改正の目的

平成27年2月に札幌市内において、ビル壁面の屋外広告物の一部が落下し、歩行者の頭部に当たる重大な事故が発生するなど、屋外広告物の適切な安全管理が全国的な課題となっています。

このため、国は平成28年4月に「屋外広告物条例ガイドライン」を改正、平成29年7月に「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」を作成し、自治体へ実効性のある点検の実施と、危険な屋外広告物に適切な措置を講ずるよう、所有者等に指導することを通知しています。

これらの状況を踏まえ、屋外広告物の一層の安全管理・点検義務の履行を徹底し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の有資格者による点検を義務化する「倉敷市屋外広告物条例及び同施行規則」の一部改正を予定しています。

なお、この度の条例等の改正は県内統一の基準により施行するものです。

2 条例改正の概要

(1) 屋外広告物の安全性に関する管理義務及び点検義務の明確化

屋外広告物の管理義務または点検義務の対象者として、これまでの、表示者、設置者、管理者に、「所有者」または「占有者」を追加します。

(2) 有資格者による安全点検を義務化

一定の高さを超える屋外広告物については、屋外広告士などの専門知識を有する者の安全点検が必要であるため、屋外広告士等による有資格者点検が必要となる屋外広告物を定め、安全点検を義務化します。

(3) 許可期間の見直し

新設の屋外広告物または、有資格者点検により安全性が確認された屋外広告物については、許可期間を延長することとします。

屋外広告物の有資格者点検等について（案）

平成27年2月に札幌市内において、ビル壁面の屋外広告物の一部が落下し、歩行者の頭部に当たる重大な事故が発生するなど、屋外広告物の適切な安全管理が全国的な課題となっています。

このため、国は平成28年4月に「屋外広告物条例ガイドライン」を改正、平成29年7月に「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」を作成し、自治体へ実効性のある点検の実施と、危険な屋外広告物に適切な措置を講ずるよう、所有者等に指導することを通知しています。

これらの状況を踏まえ、屋外広告物の安全管理・点検義務の履行を徹底し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の有資格者による点検を義務化する「倉敷市屋外広告物条例及び同施行規則」の一部改正を予定しています。なお、この度の条例等の改正は県内統一の基準により施行するものです。

1 屋外広告物の管理義務と点検義務

屋外広告物の**管理義務**(※1)や**点検義務**(※2)の対象者として、これまでの、表示者、設置者、管理者に、「所有者」及び「占有者」を追加します。

※1 管理義務・・・屋外広告物を良好な状態に保持するため**日常的な修理や管理**を行う義務

※2 点検義務・・・屋外広告物の劣化や損傷の状況を**定期的に点検し、市長へ報告**する義務

旧

表示者、設置者、管理者が点検・報告

新

表示者、設置者、管理者、**所有者、占有者**が点検・報告

2 有資格者による安全点検

旧

全ての屋外広告物について**点検資格は不要**

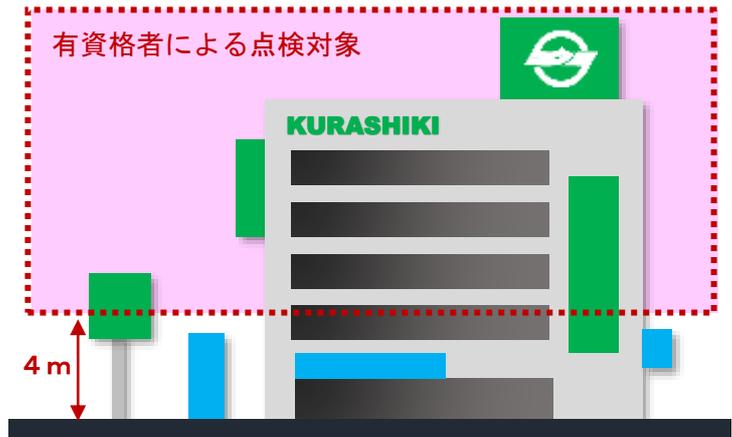
新

有資格者点検が必要となる屋外広告物

広告物の上端が地上から4mを超える

全ての屋外広告物について、**有資格者による点検を義務化**します。

※ただし、安全上支障がないものを除く。
(外壁に直接塗装・はり紙等)



新

有資格者として定める資格

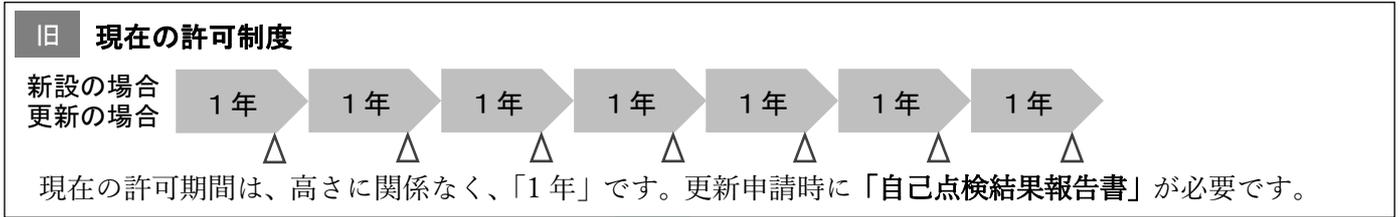
- | | | |
|------------------|---|---|
| ① 屋外広告士 | } | 屋外広告物条例ガイドラインによる点検資格 |
| ② 屋外広告物点検技能講習修了者 | | |
| ③ 建築士（1・2級） | } | 建築基準法による特定建築物(※)の点検資格 |
| ④ 特定建築物調査員 | | |
| ⑤ 1級建築施工管理技士 | } | 屋外広告士と同等以上の知識を有する者
(ただし、自治体が開催する屋外広告物講習会の修了者に限る) |
| ⑥ 1級電気工事施工管理技士 | | |
| ⑦ 電気主任技術者（1～3種） | | |

※特定建築物・・・建築基準法第12条で、安全上、防火上又は衛生上、特に重要であると定めるもの

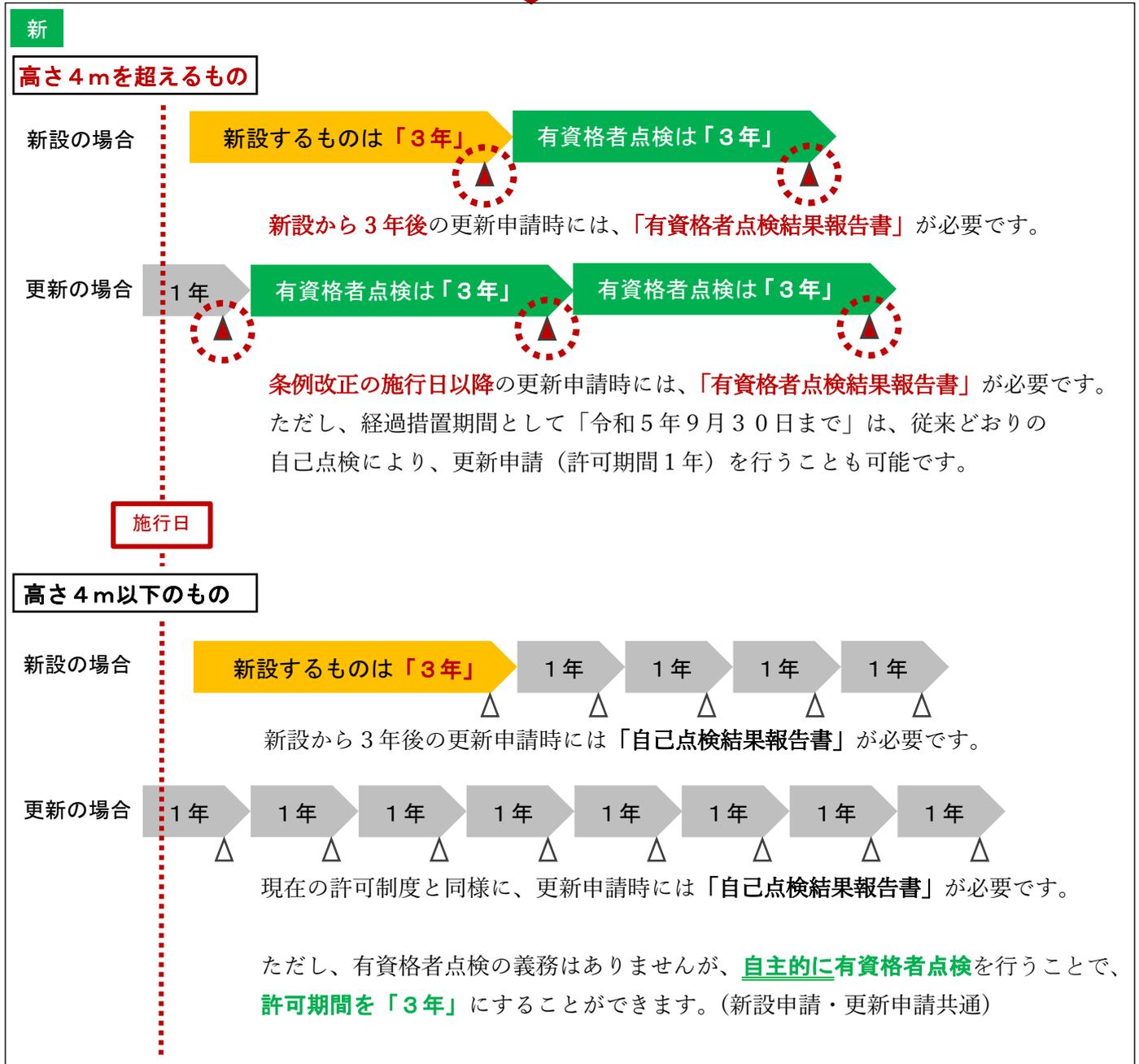
例) 一定規模以上の、病院・映画館・展示場・百貨店・ホテル・共同住宅・事務所など

3 屋外広告物の「許可期間」と「点検報告」

新しく設置する屋外広告物や、有資格者点検により、安全性が確認された屋外広告物 については、**許可期間**を「1年」から「**3年**」に**延長**します



【凡例】 △：自己点検 ▲：有資格者点検



4 有資格者による点検内容

新

有資格者点検による「17項目」

- ・基礎部・上部構造(1. 傾斜・ぐらつき、2. クラック、3. 錆等)
- ・支持部(鉄骨接合部(4. 腐食・変形・隙間、5. 欠落・ゆるみ等)
- ・取付部(6. アンカーボルトの腐食、7. 溶接部の劣化、8. 異常等)
- ・広告板(9・10. 表示面等の腐食、11. 水抜き孔の詰まり等)
- ・照明装置(12. 不点灯、13. 取付部の破損・変形、14. 機器の劣化等)
- ・その他(15・16. 付属部材等の腐食・破損、17. その他)

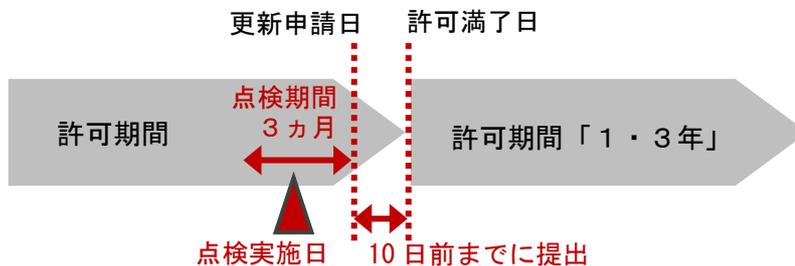
参考

自己点検による「6項目」

1. 取付け(支持)部分の変形又は腐食
2. 主要部材の変形又は腐食
3. ボルト、ビス等のさび
4. 表示面の汚染、変色又は剥離
5. 表示面の破損
6. その他特に点検した箇所

5 点検の実施期間

「有資格者点検」と「自己点検」のどちらも、更新申請日より前の「3ヵ月以内」に点検を実施した「点検結果報告書」を更新申請に添付する必要があります。



6 新制度(条例改正)の施行時期

令和3年2月定例会市議会の議決後、告示予定

令和3年 4月1日 施行予定(「新設申請」の受付開始)

3ヶ月 ← 有資格者による点検の周知

令和3年 7月1日(有資格者点検の実施開始)

3ヶ月

令和3年10月1日(有資格者点検が必要となる「更新申請」の受付開始)

2年

← 経過措置期間：2年

(この期間は自己点検により、「更新申請(許可期間1年)」を行うことも可能)

令和5年10月1日 完全施行予定

(経過措置期間が終了、高さ4mを超えるものは有資格者点検が完全義務化)

7 許可申請手数料

新制度による「新設申請」及び「更新申請」の手数料改定は、ありません。(現行のまま)